

# 違反是正 支援センター の活動内容

違反是正支援センター

## 経緯と現状

違反是正支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年に設立され、その後、平成22年からは一般財団法人日本消防設備安全センターの事業として活動し6年目となる。現在の事業は、2つ分野があり、1つは消防庁の指導の下に全国消防長会の協力を得て、消防本部が実施する違反是正の研修である違反是正事例発表会・違反是正事例研究会の支援事業である。もう1つは消防用設備業務全般に向けた自主事業としての消防用設備等セミナー・特殊消防用設備等講演会・法令改正等解説リーフレットの発行・ホームページの資料提供・各種相談業務など、消防用設備等の適正点検と設置等に向けての違反是正に関連した事業である。

これらの活動の中で、多数の死者が発生する火災に対する再発防止策として、消防用設備等設置強化の法令改正に向けた実効性確保の事業

展開に対して、特に期待が寄せられている。

4月1日から施行される、(6)項ロ・ハの用途判定の変更適用、(5)項イ等の面積制限なしの自動火災報知設備の設置、(6)項口の面積制限なしのスプリンクラー設備設置、火災通報装置の自動火災報知設備連動などがあり、さらに、平成28年4月からは(6)項イの病院・有床診療所等の設備設置の強化が控えている。これは、平成14年法令改正の(16)項イの自動火災報知設備設置の強化以上に大きなそ及業務となると予想されている。しかも、各消防本部にとっては、予防業務のベテラン担当者の退職時期と重なっているところもあり、指導・検査等に関わる事務遂行に一層の厳しさが予想されている。

これら予防業務を取り巻く環境は、消防本部だけが行う法令改正事務としてでなく、火災予防と火災による死者を低減させる目的を、社会全体の中で理解され共有されることが必要である。これらを踏まえ支援センターでは各種講習会やリーフレットなどを通じて消防用設備等の設置維持への普及促進に努めることとしている。

## フェスク「違反是正」事例の紹介

「月刊フェスク」は、毎月「違反是正」のコーナーを設け、全国の消防本部に執筆を依頼している。このコーナーは、平成19年4月号から始め執筆記事は100事例を超えるものとなった。この執筆記事は、平成21年7月号からホームページ上でタ

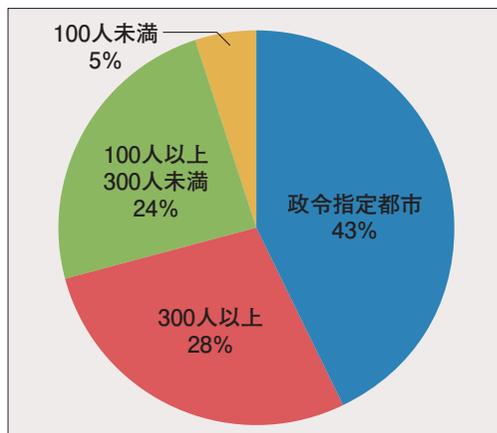


図1 「違反是正」記事執筆本部の職員規模別内訳

表1 「違反是正」コーナー記事執筆消防本部一覧

都道府県	消防本部	都道府県	消防本部	都道府県	消防本部
北海道	札幌市消防局	山梨	笛吹市消防本部	兵庫	神戸市消防局
	滝川地区広域消防事務組合消防本部		浜松市消防		姫路市消防局
	江別市消防本部	静岡市消防局	明石市消防本部		
	旭川市消防本部	名古屋市消防局	加古川市消防本部		
青森	弘前地区消防事務組合消防本部	愛知	豊橋市消防本部	岡山	岡山市消防局
	十和田地域広域消防事務組合消防本部		岡崎市消防本部	鳥取	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
秋田	秋田市消防本部		春日井市消防本部	広島	広島市消防局
岩手	一関市消防本部	岐阜	高山市消防本部	島根	松江市消防本部
宮城	仙台市消防局		中津川市消防本部	山口	周南市消防本部
新潟	新潟市消防局	三重	桑名市消防本部		山口市消防本部
	三条市消防本部		紀勢地区広域消防組合消防本部	香川	高松市消防局
	見附市消防本部	富山	砺波地域消防組合消防本部	愛媛	松山市消防局
群馬	高崎市等広域消防局	石川	金沢市消防局		八幡浜地区施設事務組合消防本部
栃木	宇都宮市消防本部	小松市消防本部	滋賀	大津市消防局	伊予消防等事務組合消防本部
埼玉	さいたま市消防局	京都	京都市消防局	高知	高知市消防局
	入間東部地区消防組合消防本部		乙訓消防組合消防本部		福岡
千葉	千葉市消防局	和歌山	和歌山市消防局	長崎	直方市消防本部
東京	東京消防庁		大阪		大阪市消防局
神奈川	横浜市消防局	堺市消防局		熊本	県央地域広域市町村圏組合消防本部
	川崎市消防局	枚方寝屋川消防組合消防本部			大分
	横須賀市消防局	八尾市消防本部		宮崎	
	相模原市消防局				

イトルとインデックスを付けて、バックナンバーを取り出して見られるようにしている。消防本部による執筆記事は「表1 執筆消防本部一覧」に示すとおり66の消防本部(複数執筆あり)、86編に及び、これらの消防本部の規模別内訳は図1のとおりである。執筆記事の約3割は、職員規模300人未満の消防本部によるもので、この実態から見る限り消防本部の規模に関わらず違反是正指導が推進されていることが分かる。

なお、違反是正事例研究会で使用しているテキストは、消防本部で実際になされた違反処理事例を利用しているが、今後はさらにこの違反是正コーナーの執筆記事を取り込み、直近の課題に対応した分かりやすいものを加えていきたいと思っている。その意味で、毎回、快く執筆依頼に協力していただいている各消防本部に感謝している。

### 違反是正事例発表会、違反是正事例研究会

「違反是正事例発表会」は、全国消防長会の9つの支部が実施し、従来の経緯から予防広報

講習会の中に組み込まれているケースもある。「表2 違反是正事例発表会一覧」に示すように、26年度は633本部、1,583名が参加されている。発表内容は、1会場3件程度の違反是正事例と予防業務に関する講演会が行われている。参加者の構成は「図2 参加者アンケート結果」のとおりで、消防本部の階級構成割合から見る限り、予防業務を担っている司令補の階級の予防事務担当者の参加率が高いのが分かる。年齢別・階級別・経験年数別からは、ほぼ均等に予防業務担当者の出席が得られており、最近では司令長以上の管理職の参加者も増えて、違反是正事例に向けての感心が高くなっている。実際の違反処理事例を「他山の石」として取り込んでいこうとする意欲がうかがえる。

「違反是正事例研究会」は、平成26年度全国51地区のうち45カ所で開催され、ほぼ全国的な研修会となっている。事例による討論会形式の研究会は、各自の消防本部の実態を踏まえた意見交換となっており、違反是正業務を推進する上で実務的な内容を相互に研さんする機会と

# 違反是正

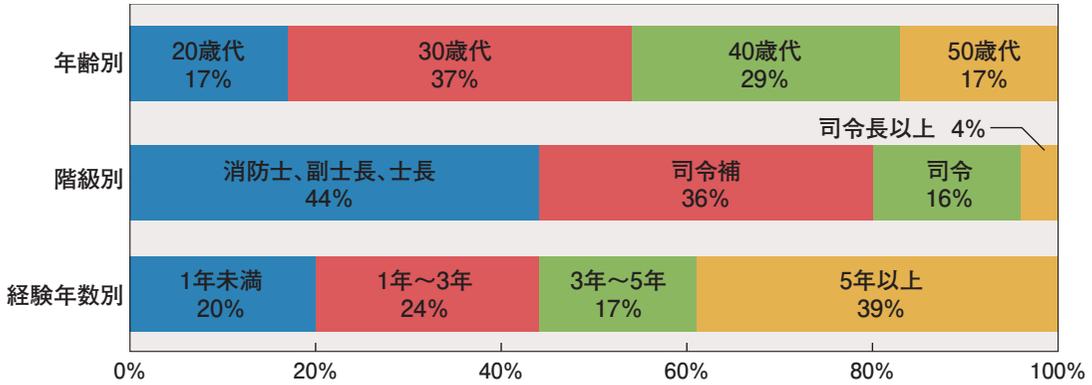


図2 違反是正発表会参加者アンケート結果

表2 平成26年度違反是正事例発表会一覧

実施単位	開催日時	開催場所(開催地事務局)	人員	講演内容
九州支部	8月1日	長崎県諫早市(県央地域広域市町村圏組合消防本部)	65本部 117名	「最近の予防行政の動向について」 消防庁予防課 新納 範久
北海道支部	10月7日	札幌市(札幌市消防局)	45本部 204名	①「査察業務の充実強化に向けた横浜市の取り組み」 横浜市消防局査察課 山田 裕之 ②「違反処理におけるコンプライアンスの意義と実践」 木下・秋元法律事務所 木下 尊氏
中国支部	10月31日	山口県防府市(防府市消防本部)	50本部 131名	「消防行政(予防活動)上の権限不行使の責任について」 川本賢一法律事務所 川本 賢一
東北支部	11月13日	山形県米沢市(置賜広域行政事務組合消防本部)	70本部 160名	「予防行政の動向について」 消防庁予防課 千葉 周平
東海支部	11月20日	名古屋市(名古屋市消防局)	72本部 184名	「消防法違反で告発を行う場合の留意事項」 名古屋地方検察庁 中野 彰博
近畿支部	11月21日	神戸市(神戸市消防局)	51本部 206名	「既存建築物の適法な維持管理対策について」 神戸市住宅都市局安全対策課 石原 匡
関東支部	12月5日	横浜市(横浜市消防局)	187本部 337名	「予防行政の動向について」 消防庁予防課 千葉 周平
東近畿支部	12月11日	京都市(京都市消防局)	56本部 126名	「予防行政の動向について」 消防庁予防課 千葉 周平
四国支部	平成27年 2月6日	香川県高松市(高松市消防局)	37本部 118名	「予防行政の動向について」 消防庁予防課 千葉 周平

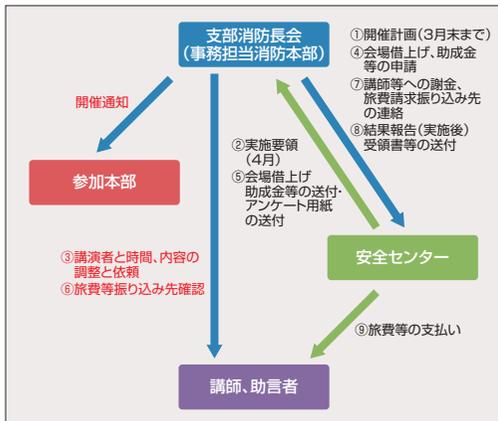


図3 違反是正事例発表会事務の流れ

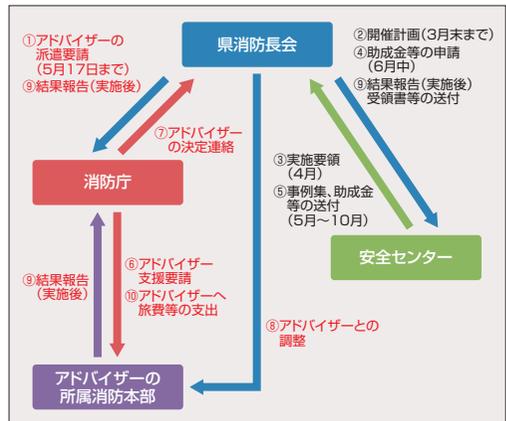


図4 違反是正事例研究会事務の流れ

表3 消防用設備等セミナー実施場所一覧

実施年度	件数	実施場所
平成23年度	3	北海道・三重・宮崎
平成24年度	4	岩手・新潟・茨城・石川
平成25年度	5	埼玉・東京・滋賀・徳島・沖縄
平成26年度	8	青森・宮城・神奈川・岐阜・山口・香川・愛媛・大分

(平成27年度も前年並みの件数の開催を予定している。)

なっている。

発表会と研究会の事務フローは、図3、図4に示す手順で行っており、事務担当消防本部との円滑な連携により実施している。

### 消防用設備等セミナー

「消防用設備等セミナー」は、支援センターの業務として消防用設備等の適正点検に向けて点検事業者、設備事業者、消防職員、防火管理者等に対して行っている講習事業で「表3 実施場所一覧」のとおり平成23年度から実施し20カ所で行った。この事業の推進にあたっては、都道府県消防設備協会に共催していただき、各協会の点検済表示登録会員の研修と合わせて実施している。講習内容は、テキスト「消防設備の業務読本」を基に、①消防用設備等の点検報告時における留意事項、②消防用設備等点検時のQ&A、③消防用設備等の奏功と点検時の事故事例、を取りあげている。なお、テキストには他に④最近の消防法令の改正、⑤消防設備の点検と工事に係る法令概要、⑥防火対象物の新・適マーク表示制度、⑦消火器の規格・点検基準の改正、を入れており研修者の自習用の資料としている。このセミナーには、点検業者の方と地元の消防職員が参加されており、会場規模により100～500人の参加となっている。なお、一般の防火管理者などの参加を呼び掛け、消防設備協会の公益事業の一つとしているケースもある。

### そ及業務に関する事項

法令改正の普及を図るため(6)項口、ハの「社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令



図5 社会福祉施設のリーフレット

改正の概要」リーフレット(8面構成)を作成し、全国の消防本部と各消防設備協会等に10万部を配布した。

なお、社会福祉施設以外にも「表4 最近の法令改正の経過表」に示すように平成27年4月施行と平成28年4月施行の消防用設備等の設置が進行することとなっている。特に、消防法施行令第21条改正による「(5)項イの旅館・ホテル等の面積制限なしの自動火災報知設備の設置」にあたっては、その対象に「民宿・ペンション・山小屋・宿坊など」が該当し、これらの対象物は消防本部の防火対象物台帳にも整備されていないケースも考えられる。

なお、これら施設には、一般住宅と競合している施設も多くあり再度の用途見直しを含めて検討されなければならないこともありえる。また、(6)項ハの「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」を特定する作業なども必要とされている。

なお、この改正にあたっては「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成26年3月28日消防予第118号)により、令第32条の適用があり、平成21年経済危機対策として「住宅用火災警報器関連施策について」において、(5)イと(6)ハのこれら施設に消防庁事業として配布されている警報器が適用されるケースもあり、留意する必要がある。これらの施設に対しては、指導書等により早めに改正内容等を連絡する必要性があり、特に、消火器の設置基準150㎡にも満たない施設では、消防用設備等に対する認識も薄いだけに丁寧な説明が求められる。

# 違反是正

表4 最近の法令改正の経過表

改正法令	主な対象用途	設備等の強化される内容等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成37年
平成25年3月政令改正	(6)項ロ、(6)項ハ、及び(16)項イ	用途判定の変更の施行 (要介護者の利用度が高く、入居・宿泊する施設)	4月1日から					
		消火器、漏電火災警報器、誘導灯	3月31日まで					
平成25年12月政令改正	(5)項イ、及び(16)項イ	自動火災報知設備 [300m未満にも設置]						
	(6)項イ(1)(2)(3)、及び(16)項イ※1 (利用者の入居、宿泊させる施設)							
	(6)項ハ、及び(16)項イ (利用者の入居、宿泊させる施設)							
平成25年12月政令改正	①(6)項ロ(1)(高齢者施設)及び(3)(乳児院)、及び(16)項イ ②(6)項ロ(2)(生活保護者施設)、(4)(障害児施設)、(5)(障害者施設)で介助がなければ避難できない者として省令で定める者を主として入所させるものに限る、及び(16)項イ	スプリンクラー設備 [275m未満にも設置]						
		火災通報設備と自動火災報知設備の運動						
平成26年10月政令改正	(6)項イの病院、診療所の用途区分	(6)項イが(1)避難困難の病院、(2)避難困難の有床診療所、(3)避難困難外の病院、有床診療所、有床助産所、(4)無床の診療所等に区分けされる。	4月1日から					
		火災通報設備 [500m未満にも設置]※2					3月31日まで	
	(6)項イの病院・有床診療所・有床助産所〔(1)(2)(3)〕	消火器 [150m未満にも設置]						6月30日まで
	(6)項イの(避難のために患者の介護が必要な)病院・有床診療所・有床助産所〔(1)(2)〕	スプリンクラー設備 [3000m未満にも設置]						6月30日まで
		火災通報設備と自動火災報知設備の運動※2						3月31日まで

※1 「及び(16)項イ」とあるのは、その部分の用途が存する(16)項イに限られる。  
 ※2 自動火災報知設備のそ及設置は、火災通報装置と関連することがあるので注意

## まとめ

全国の防火対象物の推移と立入検査実施件数の推移を図6に示す(消防白書から)。この図からは、近年、防火対象物の増加に反して、立入検査実施件数の減少傾向が認められる。また、「図7 消防機関の命令件数の推移」と「表5 命令の条文別内訳の推移」を示す。これらによると防火対象物・危険物施設ともに命令を発動する事案が減少傾向にある。しかし、今後の改正法令の施行による消防用設備等の設置が円滑に進まないとい平成30年4月以降は多数の違反件数の増加が予想される。さらに、行政不服審査法関連三法の改正により不服申立ての制度変更や行政手続法での法令違反発見時の申出制度など、消防行政の実務への影響も懸念されるところである。

前述した「違反是正事例発表会」で、参加者の3割が交替制勤務の職員であったことから

違反是正事務を交替制職員が行うことが、一般的になされる傾向にあり、「予防・指導業務は毎日勤務で、警防等業務は交替制で」という図式は、今や成り立たなくなっている。そして、今後のそ及事務からすると交替制勤務員による起動力を持って実態把握をしていかなければならない時期でもあり、全国的な傾向として「交替制職員による予防業務の充実」がこれからのキーワードとなるように思われる。

このような状況を視野に、従来以上に幅広く講演会等の機会を増やすとともに、①スマホによる消防設備早見表の改正に合わせた届出書類索引などの追加、②ホームページの関係資料の追加改正、③写真貼付入込み式の実況見分調書作成例や、罫線なしの質問調書作成例の提示(消防予防概論・第2巻防火査察編)、④リーフレット発行などを今後とも進めることとしている。

(文責：北村芳嗣)



図6 防火対象物と消防機関の立入検査実施件数の推移

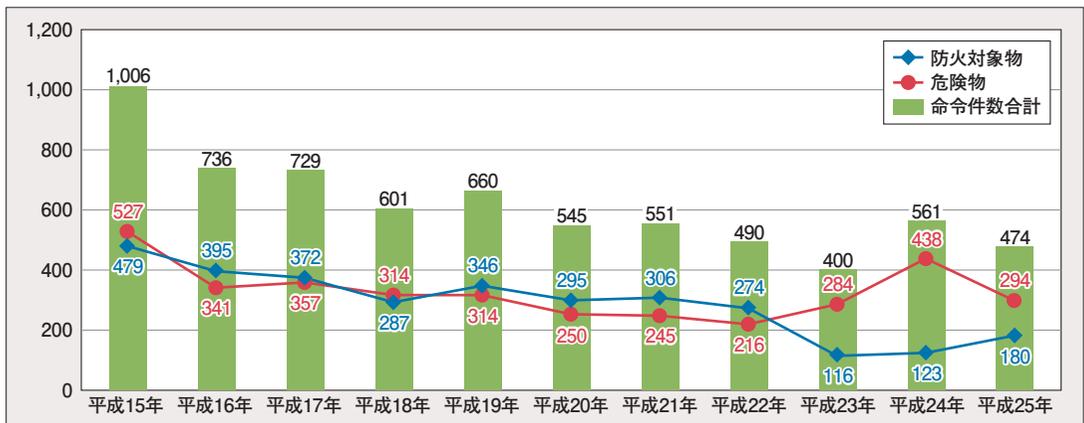


図7 消防機関の命令件数の推移

表5 命令の条文別内訳の推移

	防火対象物					危険物施設				
	階段等除去命令 (5条の3)	火災予防措置命令 (5条)	使用停止等命令 (5条の2)	防火管理関係命令 (8条、8条の2)	設備等の措置命令 (17条)	貯蔵、取扱いの遵守命令 (11条の5)	位置、構造、設備の措置命令 (12条)	使用停止命令 (12条の2)	緊急使用停止命令 (12条の3)	無許可貯蔵、取扱の措置命令 (16条の6)
平成15年	365	11	7	27	69	50	95	16	267	99
平成16年	299	11	5	12	68	32	97	26	104	82
平成17年	320	6	7	14	25	21	87	30	125	94
平成18年	265	1	8	0	13	7	31	4	208	64
平成19年	304	0	5	1	36	13	51	9	169	72
平成20年	224	7	11	13	40	22	28	20	123	57
平成21年	239	2	6	6	53	19	32	15	123	56
平成22年	211	14	8	9	32	19	41	14	108	34
平成23年	92	3	0	0	21	20	82	19	120	43
平成24年	93	2	1	2	25	9	42	18	315	54
平成25年	118	5	4	9	44	7	42	8	190	47